

阿蘇地域振興局管内の景観条例に基づく届出先の変更

阿蘇地域振興局管内の7市町村は、平成26年12月1日に景観法に基づく景観条例を施行し、景観行政団体（※1）に移行します。これに伴い、景観条例に基づく行為の届出先は、熊本県（阿蘇地域振興局）から各市町村へ変更となります。

なお、各市町村の景観計画が策定されるまでは、熊本県の景観計画に基づく審査基準が適用されます。

※1 景観行政団体とは、景観法に基づいて良好な景観形成の施策を主体的に実施していく自治体です。

届出先、景観条例及び審査基準

	11月30日まで	12月1日から	各市町村の景観計画策定後（※2）
届出先	阿蘇地域振興局	各市町村担当課	各市町村担当課
景観条例 審査基準	熊本県景観条例 熊本県景観計画で定められた基準	各市町村景観条例 熊本県景観計画で定められた基準	各市町村景観条例 各市町村の景観計画で定められた基準

※2 各市町村の景観計画策定期間は、各市町村の担当課にお問い合わせください。

各市町村担当課

阿蘇市 土木部住環境課	TEL 0967-22-3169
南小国町 まちづくり課	TEL 0967-42-1111（代表）
小国町 情報課	TEL 0967-46-2113
産山村 企画振興課	TEL 0967-25-2211（代表）
高森町 建設課	TEL 0967-62-1111（代表）
南阿蘇村 環境対策課	TEL 0967-67-3176
西原村 企画商工課	TEL 096-279-3111（代表）

【問合せ先】 熊本県 阿蘇地域振興局 土木部 維持管理調整課 景観建築班
TEL 0967-22-1118